

やまとたかだ 7

お知らせ版

No.962

街かビズーム



高田活まつり／ 「大和高田のグルメ・うまいもん市」出店者募集	①
中央公民館「夏休み子ども教室」／オープンキャンパス	②
ヘルシーライフ	③～④
くらしの案内	⑤～⑥
お知らせBOX	⑦～⑧
情報アンテナ	⑨～⑩
差別をなくす強調月間イベント	⑪
臨時福祉給付金	⑫
後期高齢者医療制度	⑬～⑭
福祉医療制度	⑮
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	⑯
国民健康保険	⑰
介護保険	⑱～⑳

Let's sing together!

土庫こども園で「英語であそぼう」が行われました。3～5歳児クラスが、月に1度、英語を学ぶ時間です。授業の最初と最後には、みんなで一緒に踊りながら挨拶の歌を歌います。その他にも、英語の絵本を見て「Yes」「No」を答えたり、英語で折り紙を折ったりと、体全体で楽しく学ぶことができる内容です。子どもたちが「英語って楽しい!」と思えるきっかけになることを期待します。

(6月9日撮影：土庫こども園)

9月27日(日)、大和高田・リスモー都市友好協会が「えいごであそぼう」を開催します。小学2年生までを対象にした英語にふれあえるイベントです。詳しくは、大和高田・リスモー都市友好協会事務局(内線273)へ。



▷とき
7月18日(土)~20日(祝・月)
24日(金)~26日(日)

▷ところ
 さざんかホール・周辺公園一帯

※駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください。
 ※大雨・洪水・暴風の「警報」が発令されたときは、中止します。

◎高田美術協会展

18日(土)~20日(祝・月) 午前9時~午後5時
 ※20日は、午後4時まで

◎商店街の元気市(天神橋筋商店街)

24日(金) 午前10時~午後5時
 ●天神地蔵尊特別開帳、絵馬の販売(500円)
 ●ふるまい(午後2時から) ※先着50名

25日(土)・26日(日)

- 天神地蔵尊特別開帳
- あてもん横丁、ガレッジセール、リサイクルショップ(特売)

◎商連サマーフェスティバル

- 25日(土)・26日(日) 午後5時~9時
- 昔なつかしゲーム(輪投げ、かたぬき、ヨーヨーつり、コインゲーム、射的など)
 - 昔なつかし食べ物(ミルクせんべいなど)
 - ピアガーデン
 - 高田商連観光夜市(タコス、唐揚げ、焼き鳥、フランクフルトなど)

◎パフォーマンス

- 25日(土)
- 市立高田商業高校アカペラ 午後6時から
 - フラダンス(フラ友の会) 午後6時30分から

26日(日)

- 腹話術 午後6時から
- 南京玉すだれ 午後6時30分から

◎サマーパーク'15(大和高田商工会議所青年部)

- 25日(土)・26日(日) 午後5時~9時
- 巨大ピンボールによる当て物、かき氷、ジュース、YEGサンドの販売など

◎地元市

25日(土)・26日(日) 午後5時~9時

◎大和高田市PTA協議会「子ども夢街道」

25日(土) 午後6時~8時



(写真は昨年の様子です)

〔産業振興課 内線248〕

「大和高田のグルメ・うまいもん市」出店者募集

『未来は元気フェスティバル2015 ~みくちゃんの おともだち大集合in大和高田~』で実施する「大和高田のグルメ・うまいもん市」に、出店してみませんか。

▷とき 11月14日(土) 午前10時~午後4時
 <雨天決行・荒天中止>

▷ところ JR高田駅 東広場一帯

▷出店場所 奈良県産業会館 南側駐車場

▷募集数 約20団体 ※市内の事業者・団体に限る。

▷出店料 無料

▷提出書類 ①出店申込書 ②誓約書
 ③食品販売・取扱報告書

※出店者募集要項、提出書類は企画法制課にあります。
 また、市ホームページからもダウンロードできます。

▷申込方法 7月17日(金)【必着】までに、次のいずれか

の方法で提出してください。

○持参 大和高田市役所3階 企画法制課

○送付 〒635-8511 大字大中100番地1 大和高田市役所企画法制課観光企画調整係

○FAX 52-2801

○メール kikakuhousei@city.yamatotakada.nara.jp

※申込多数の場合、選考



(写真は昨年の様子です)

〔企画法制課 内線285〕

中央公民館 『夏休み子ども教室』



「陶芸教室」

- ▷とき 7月28日(火) 午前10時～11時30分
- ▷内容 動物やコップ作りなど
- ▷講師 上島 伸五
- ▷対象 小学生 15名
- ▷参加費 1人400円
- ▷持ち物 エプロン、タオル、水筒
※汚れてもよい服装で来てください。
※作品は、後日公民館で受渡します。

「クッキング教室」

- ▷とき 7月30日(木) 午前10時～午後1時
- ▷内容 楽しく簡単にできる料理
- ▷講師 佐野 幸代
- ▷対象 小学4～6年生 15名
- ▷参加費 1人400円
- ▷持ち物 エプロン、三角巾、フキン、水筒、
持ち帰り用容器

「美術教室」

- ▷とき 7月31日(金) 午前9時～正午
- ▷内容 図画
- ▷講師 畔上 八寿男
- ▷対象 小学生 15名
- ▷参加費 1人300円
- ▷持ち物 水彩えの具セットまたはクレヨン、
エンピツ(HB)、水筒
※汚れてもよい服装で来てください。

「茶道教室」

- ▷とき 8月5日(水) 午前9時30分～11時30分
- ▷内容 お茶のマナーを学びつつ、お茶を味わう
- ▷講師 吉野 さかえ
- ▷対象 4歳児～小学6年生 15名
- ▷参加費 1人200円

「申込方法」

7月10日【必着】までに、往復はがき、または所定の申込用紙(中央公民館に配置)に、希望教室名と必要事項(住所、名前(ふりがな)、学校名、学年、電話番号)を書いて(下記参照)、中央公民館(〒635-0096 西町1-15)へ。所定の申込用紙で申し込む場合は、官製はがき1枚を、添えてください。

※受講は、市内在住者のみ、原則1人1教室

※グループでの申し込みは、1枚の往復はがきで応募可。その場合、応募者全員の必要事項を書くこと。

※申込多数の場合、抽選(1枚の往復はがき単位での抽選)

往復はがきの書き方

52 返信	635-0096 大和高田市 中央公民館 行	52 返信	受講者の名前 様	受講者の住所	夏休み子ども教室申込 希望教室名 住所 名前(ふりがな) 学校名・学年 電話番号
----------	---------------------------------	----------	-------------	--------	---

(敬称略)

〔中央公民館 ☎ 22-1315〕

市立看護専門学校

オープンキャンパス

- ▷とき 8月4日(火) 午後1時～4時30分
- ▷ところ 市立看護専門学校(磯野北町1-1)
- ▷対象 本校または看護学校への進学を希望する、高校3年生と社会人
- ▷持ち物 ジャージ、タオル、体育館シューズ
- ▷定員 40名程度 ※先着順
- ▷申込方法 7月13日(月)～21日(火)【当日消印有効】までに、往復はがきに必要事項(右記参照)を書いて、市立看護専門学校オープンキャンパス係(〒635-0094 磯野北町1-1)へ。



【希望する看護体験】 ※希望に添えない場合あり

- ① 血圧測定 ② 体位変換 ③ 車いす移送
- ④ 高齢者体験 ⑤ 沐浴(赤ちゃん人形のお風呂)
- ⑥ 妊婦体験

※オープンキャンパス参加の可否は、全員に通知します。

※記入した個人情報は、本人の許可なく第三者に提供することはありません。

往復はがきの書き方

52 返信	〒635-0094 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立看護専門学校 オープンキャンパス係	(返信の裏には何も書かないでください)	52 返信	自宅の郵便番号	参加希望者の 自宅住所(連絡先) 氏名	<<記入の必要事項>> ●郵便番号 ●住所 ●氏名(ふりがな:必ず) ●年齢 ●電話番号 ●在校名 ●(または出身高校名) ●オープンキャンパスでどんなことを知りたいか ●希望する看護体験 第1希望、第2希望 (①～⑥より2つ選んで書いてください)
----------	--	---------------------	----------	---------	---------------------------	---

〔市立看護専門学校 ☎ 53-2901 (内線 5248)〕



親子クッキング教室 参加者募集

親子で楽しく、手づくりぎょうざを作りませんか。夏休みの思い出に、ぜひ参加してください。

▷とき

第1回:7月23日(木)

第2回:8月20日(木)

いずれも午前10時から

(受付:午前9時30分～9時45分)

▷ところ 市立中央公民館1階 調理実習室

▷対象 小学3年生以上の子どもとその保護者15組

※子どものみの参加も可

▷持ち物 エプロン、三角巾、手ふきタオル、お茶

▷講師 市食生活改善推進員

▷費用 1人200円

▷申込方法 第1回は、7月17日(金)まで、第2回は、8月18日(木)までに、保健センターへ電話、または窓口で。

※第1回に参加した人は、第2回への参加はできません。

知って防ごう食中毒

細菌やウイルスなどが混入した食品をとることでおこる食中毒。その2割近くが、家庭の食卓でおきています。

年間で見ると、7月～9月がピークで、高温多湿による菌の繁殖と、私たちの抵抗力の低下が重なり発生します。

家庭で気をつけたい食中毒予防を確認しましょう。

①調理の前は、必ず手をきれいに洗う。

②魚介類や肉類を切った包丁やまな板を洗わないまま、生で食べる野菜を切らない。

③これから使う食材を、少しの間だからと、そのまま放置しない。

④食品の中心部までしっかり加熱する(中心部を85℃で1分間)。

⑤すぐに食べない料理は、手早く冷まして冷蔵庫へ。

⑥残り物は、冷蔵庫で保存する。

⑦包丁やまな板は、定期的に漂白剤や熱湯消毒する。

以上のようなことに気をつけ、予防を心掛けましょう。

もし、食中毒と思うような症状があれば、自分で判断せず、すぐに医者への診察を受けましょう。

高齢者肺炎球菌定期接種 (平成27年度対象者)

肺炎の重症化予防になります。定期接種の機会は、一生に一度です。この機会に、ぜひ受けてください。

▷接種期間 7月1日(水)～平成28年3月31日(木)まで

▷ところ 市内委託医療機関

※各医療機関に、予診票と説明書を置いています。

▷対象 本市に住民票がある人で、4月1日～平成28年3月31日に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人。また、60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能不全、またはヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がい(身

体障害者1級相当)のある人対象者には、6月末にはがきを送付しています。

※過去に23価肺炎球菌ワクチンを受けた人は、対象外

▷持ち物 はがき、接種費用、健康保険証(本人確認のため)

▷費用 2,000円

▷接種前に保健センターで手続きが必要な人

※7月1日(水)から、手続き開始

●生活保護世帯・市民税非課税世帯の人

・生活保護受給証明書は、不要です(他市で受給している人のみ必要)。

・市民税未申告の場合は確認できません。市役所税務課への申請が必要です。

・転入の人は、平成27年1月1日現在の住所地の非課税証明書を持ってきてください。確認後、接種費用の「免除証」を発行します。

●市外で接種する人

県内指定医療機関で接種できます。はがきと接種費用を持ってきてください。

●県外で接種する人

全額自費になり、手続きに2週間ほどかかります。

※やむを得ない事情で、手続きが家族以外の代理の人になる場合は、委任状(本人印)が必要です。

※この予防接種は、定期接種B類で、個人予防目的のため、自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ行います。意思確認が困難な人は、定期接種には該当せず、任意接種で全額自費になります。



※検診などに関する問い合わせは、保健センター(☎23-6661)へ

もぐもぐ教室 (妊婦交流会)

子どもの栄養と離乳食についての話や、試食を行います。初めての子育てにとまどっている人は、ぜひ参加してください。

▷**とき** 8月21日(金)

午前9時45分～11時30分
(受付:午前9時30分から)

▷**ところ** 保健センター

▷**内容** 子どもの栄養や離乳食の話・離乳食のデモンストレーション・試食(保護者対象)

▷**対象** 平成27年2月・3月生まれの乳児(第1子)と保護者

※第2子以上は要相談

▷**持ち物** 母子健康手帳・赤ちゃんに必要なもの(オムツ・ミルク・バスタオルなど)

▷**申込方法** 保健センターへ電話、または窓口で。

※保護者のみの参加可

ウェルカムベビー教室B ～知って安心!私らしく出産～

初めての妊娠・出産の人や友だちづくりをしたい人におすすめです。助産師・保健師・栄養士が、インターネットや本だけではわからないことや、知って安心情報を伝えます。プレパパや家族の妊婦体験も好評です。※託児はありません。

▷**とき** 8月11日(火) 受付:午前9時～9時20分(正午に終了予定)

▷**ところ** 保健センター

▷**内容** 「知れば安心!出産のコツ」

▷**対象** プレママ(妊婦)・プレパパ、祖父母、家族になる人

▷**持ち物** 母子健康手帳、筆記用具、動きやすい服装で。

▷**申込方法** 保健センターへ電話、または窓口で。

「不妊に悩む人への 特定治療支援事業」

〈助成対象範囲の変更〉

不妊治療の経済的負担の軽減を

図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精・顕微受精の費用の一部を助成する制度が、変更されます。

平成27年4月1日以降、新たに助成制度を利用する人で、初めて助成を受けるときの治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合、年間助成回数と通算助成期間の限度は廃止され、通算助成回数は6回まで、となります。

助成手続きや制度について詳しくは、中和保健所高田出張所(☎51-8133)へ問い合わせてください。

なお、不妊に関する相談は、県不妊専門相談センター(☎0744-22-0311)で、毎週金曜日の午後1時～4時まで受け付けています。

閉院のお知らせ

柴田医院(春日町)が、6月末をもって閉院しました。それに伴い、保健センターで委託していた高齢者の予防接種は、受診できません。注意してください。

さんらーたん 小松菜入り酸辣湯



酸味と辛みを効かせるのがポイントです。火をとおすと酸味が飛ぶので、酢は必ず火を止めて加えましょう。



食生活改善推進員
佐野 幸代さん

材 料 (4人分)

小松菜……………	1/2束	A	水……………	3カップ
絹豆腐……………	1/2丁		スープの素…	小さじ1
トマト……………	1個		塩……………	小さじ1
きくらげ……………	少々		こしょう…	少々
赤唐辛子……………	1本		片栗粉……………	大さじ1
サラダ油……………	大さじ1	卵……………	2個	
		酢……………	大さじ2	

〈エネルギー 118kcal 塩分 1.5g〉(1人分)

作り方

- ① 小松菜は2cm長さに切る。豆腐は1cm厚さの食べやすい大きさに切る。トマトはくし切りにし、種をとる。赤唐辛子は種をとって、小口切りにする。
- ② きくらげはもどし、石づきを取って一口大に切る。
- ③ サラダ油と赤唐辛子を弱火にかけ、香りが出てきたら火を強めて、小松菜の茎をさっと炒める。
- ④ Aを加えて煮立て、豆腐、トマト、きくらげ、小松菜の葉を加え、煮立ったら倍量の水で溶いた片栗粉を加えて、とろみをつける。
- ⑤ 卵を溶いて細く回し入れ、ふわっと卵が浮き上がってきたら火を止めて、酢を加えてひと混ぜする。

〔大和高田市食生活改善推進員協議会〕



市 税

7月は固定資産税(第2期)と国民健康保険税(第1期)の納期月

納期限は、7月31日(金)です(納税通知書と納付書は、固定資産税については4月に発送済み、国民健康保険税については7月中旬ごろに発送予定)。

◎7月の出張窓口

※出張窓口は、7月で終了します。

とき	ところ
22日(水)	東部子ども会館
23日(木)	西部文化センター
24日(金)	北ふれあいセンター

▷時間 午前9時30分～11時

市税などの納付について

市税などの納付は、皆さん自身が自主的に納期限までに納付する「自主納付」が基本です。納付には、納付書により納付場所(納付書裏面に書いています)で納める方法と、口座振替による納付があります。

納め忘れた市税・国民健康保険税には、一定期間が過ぎると、督促手数料や延滞金が加算されます。納め忘れない口座振替をお薦めします。

また、仕事の都合や家庭の事情などで納期限までに納付できない場合は、早めに収納対策室へ連絡してください。

納付は便利な口座振替で!

▷申込方法 申込書、通帳、届出印を持って、金融機関の窓口へ(手続き完了まで、3週間以上必要な場合があります)。

▷振替日

- ・市税…各納期限月の末日
- ・国民健康保険税…各納期限月の26日
- ※いずれも振替日が休日・祝祭日の場合は、翌営業日
- ※12月に限り、市税・国民健康保険税ともに25日(休日の場合は、翌営業日)

督促手数料・延滞金について

平成26年4月から、督促手数料を

徴収しています。督促状を発送すると、1期につき100円の督促手数料が、本税や延滞金とは別に加算されます。まだ納付していない人は、速やかに納付してください。なお、期限の切れた納付書は、コンビニエンスストアでは納付できません。

延滞金は、市税などを納期限までに納めなかった場合、納期限までに納めた人との公平性を図るために加算されます。納期限の翌日から計算され、最初の1か月は年2.8%、それ以降は年9.1%の割合でかかります。

納税相談に来てください

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止・失業などのやむを得ない事情などにより、納期ごとの納付が困難な場合は放置せず、早めに相談してください。

納付できない理由を聞かせてもらうことが、早期納税につながります。

大和高田市・奈良県・香芝市の協働で、滞納整理をさらに強化します

本市・県・香芝市との協働で、税負担の公平性と財源確保を目的に、市税の収納強化のため、平成26年度から『特別滞納整理強化チーム』をたちあげ、滞納税のさらなる徴収強化に取り組んでいます。このチームは、財産調査(預貯金・給与など)をし、積極的に差押え*や家宅捜索などを行います。

滞納を放置しておく、差押え*などの不利益を受けることとなります。納期限までに納付できない場合は、早めに相談してください。

『特別滞納整理強化チーム』は、個人住民税を中心とした滞納処分事務を行う専門チームで、市町村徴税吏員の資格を併せもつ県職員と香芝市・本市職員で構成される組織です。このチームの取り扱い案件となった場合には、速やかに差押え*などの処分へ移行します。このチームは、香芝市役所 納税促進課内(☎76-2001内線158)に設置しています。

※「差押え」とは…

滞納処分による「差押え」は、地方税法・国税徴収法の賦課徴収権に基づき、滞納者の意思に関係なく行わ

れます。滞納者の財産(家屋・土地など)を売却したり、債権(預貯金・給与など)の取り立てを行ったりして、滞納税や督促手数料、延滞金などを強制徴収します。

[収納対策室 内線239]



国 保

平成27年度国民健康保険税納付書を発送します

国民健康保険税の納付書は、7月中旬ごろ、各家庭に届く予定です。7月から翌年2月まで、毎月(計8回)の納付となります(※年金特別徴収の場合を除く)。

国民健康保険税は、必ず納期限内に納めましょう。納められた国民健康保険税は、皆さんが病気やケガをしたときの医療費や、介護保険を運営していくための大切な財源となります。納付が遅れると、国民健康保険事業の運営に、支障をきたすこととなります。

【国民健康保険税の決まり方】

	医療分	支援金分	介護分
平等割額(1世帯あたり)	25,000円	7,000円	7,300円
均等割額(1人あたり)	26,000円	8,000円	9,200円
所得割額(所得割税率)	9.0%	2.0%	2.3%
賦課限度額	510,000円	160,000円	140,000円

申告所得－基礎控除(330,000円)

＝基準所得

基準所得×所得割税率＝所得割額

※前年中の所得が基準

※「申告所得」とは、前年中(1～12月)の所得

◎全世界に、医療分と後期高齢者支援金分が課税されます。満40歳以上満65歳未満の人には、介護分も課税されます。

◎国民健康保険税の所得割額の算定は、所得申告が基礎となって課税されます。必ず申告をしてください。

特定健診の実施機関に、一部変更があります

特定健診を個別に受診できる市内の実施機関のうち、次の2つの医療機関が、閉院のため受診できなくなります。

●坂口医院 (三和町2-10)

5月末閉院

●柴田医院 (春日町1-8-36)

6月末閉院

〔保険医療課 国保係 内線568〕



年金

平成27年度の免除申請、7月から受付開始

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請により、保険料の納付が免除される制度があります。

▷注意

- 前年所得の審査があります。
- 保険料免除申請には、保険料の全額が免除される「全額免除」、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される「3/4納付」「半額納付」「1/4納付」があります。また、30歳未満の人には、「若年者納付猶予制度」があります。
- 「3/4納付」「半額納付」「1/4納付」の承認を受けた場合、その一部の保険料を納付しないと、その承認期間は保険料未納期間となります。
- 追納する場合の保険料額は、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

ご利用ください

☆☆ 夜間窓口 ☆☆

●固定資産税・都市計画税・市県民税・軽自動車税・国保税窓口

▷とき 7月23日(木)

▷ところ 市役所2階 収納対策室
☎22-1108 (夜間窓口専用)

※退職により納付が困難な場合は、雇用保険被保険者離職票を持ってください。

▷承認期間 7月～翌年の6月

▷審査結果 後日、郵送で通知

▷申請先 市民課年金係
(印鑑を持参)

〔市民課年金係 内線529・
大和高田年金事務所 ☎22-3531〕



水道

口座振替を利用の人へ

振替指定日は、2か月ごとの15日、または27日です。預金不足などで振り替えできなかった場合、次回に振り替えますので、入金をお願いします。

使用開始・中止のときは連絡を

無断で水道を使用すると、処罰の対象になります。事前に検針係へ届け出て、給水契約をしてください。使用を中止する場合も届け出て、料金の精算をしてください。

クリーンセンター 土曜開場日

▷7月の開場日 11日・25日

▷時間 午前9時～10時30分まで
(祝日と同じ)

▷業務内容 可燃、不燃(粗大ゴミ含む)の持込みゴミの受入れのみ
〔クリーンセンター企画整備課
☎52-1600〕

昼間、納付が困難な人や納税相談が必要な人は、利用してください。
時間は午後5時15分～8時です。

●水道料金窓口

▷とき 8月5日(水)〔次回予定9月2日(水)〕

▷ところ 上下水道部料金係
☎52-1366 (夜間窓口専用)

※4か月(2回分)滞納すると、自動的に給水停止の対象者になります。

収納事務の一部を弁護士法人に委託

水道料金や下水道料金を滞納している人への、郵便督促や電話督促などの収納事務を、弁護士法人「館野法律事務所」に委託しています。

郵便督促や電話がかかってくるも、本市が水道料金などの徴収を委託している法人なので、預金通帳番号やキャッシュカードの暗証番号を聞くことはありません。

水道料金などを完納している人との公平性を図るためです。協力をお願いします。

〔上下水道部 (水道部門)
☎ 52-1365
夜間・緊急時 ☎ 52-3901〕

※くれぐれも、かけ間違いのないようお願いします。

7月1日(水)から、児童相談所全国共通ダイヤル(☎0570-064-000)に、新たに覚えやすい3ケタの番号が加わりました。

☎ 189 (いち はやく)

近くの児童相談所につながります。
〔児童福祉課 内線 549〕

午後6時まで時間延長

市民課窓口業務

▷7月の実施日

7月2日・9日・16日・23日・30日(木)

▷業務時間 午後6時まで

▷取扱発行業務

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 戸籍謄本・戸籍抄本

※発行業務のみです。転入・転出、印鑑登録・廃止などの業務は行いません。

〔市民課 内線 530〕



参加しませんか

■平成27年度 野外の集い

- ▷とき 8月29日(土)・30日(日)
 - ▷ところ 生駒山麓公園(生駒市俵口町2088)
 - ▷内容 アスレチック・プール・野外炊事・クラブなど
 - ▷対象 市内在住の小学3年生～中学3年生
 - ▷定員 22名
 - ▷費用 1人6,000円
 - ▷申込方法 7月31日(金)までに、電話(☎23-1322)またはFAX(☎23-2344)で、青少年センターへ。
- ※8月22日(土)の午後7時30分から、市立中央公民館で説明会を行います。
〔青少年センター ☎23-1322〕

■夏休み「さをり織り」体験

- 誰でも簡単に織れる「さをり織り」を体験しませんか。
- ▷とき 7月22日(水)・23日(木)
 - ①午前10時～正午
 - ②午後1時～3時
 - ▷ところ 総合福祉会館2階 多目的室
 - ▷対象 市内在住の小学生
 - ▷定員 各10名 ※申込多数の場合、抽選
 - ▷費用 実費(作品の大きさにより異なります。30cmで約300円)
 - ▷申込方法 7月15日(水)までに、名前・住所・電話番号・年齢を書いて、FAX(☎53-2887)で吉井 澄子へ。
- 〔吉井 ☎53-2887〕

■にここ広場

- ▷とき 9月8日(火)・10月2日(金)・11月19日(木)
- ▷ところ 児童館2階
- ▷対象 平成26年8月1日～11月30日生まれの子ども
- ▷定員 親子で10組 ※申込多数の場合、抽選
- ▷申込方法 7月15日(水)【必着】までに、往復はがきに子どもの名前(ふりがな)・生年月日・住所・電話番号を書いて、児童館(〒635-0036 旭北町4-34)へ。
〔児童館 ☎22-4150〕

■みんぞくの広場～未来～

《夏のつどい》

- ▷とき 7月16日(木) 午後2時～4時(受付:午後1時30分から)
- ▷ところ さざんかホール 3階 レセプションホール
- ▷テーマ 時めく自分のイロイロ ガラス砂時計にみんぞく装飾彫刻をしよう!
- ▷内容 デザイン化した民族・国の言葉・文字を、電動彫刻機で、ガラス砂時計に彫刻をほどこします。自分もつルーツやアイデンティティーの多様性がきらめく、素敵な時を刻む砂時計を作りましょう。
- ▷対象 市内在住で、学齢期にある外国籍の子ども、両親のどちらかが外国籍の子ども、両親またはどちらかが日本国籍取得者の子ども
※保護者も参加できます。
- ▷民族講師 キム・カンチャ(金康子)さん、梅 玉婷(メイ・イウティン)さん、Kristina Sol Alinsod(クリスティーナ・ソル・アリンソッド)さん

- ▷申込方法 7月9日(木)までに、市内各小・中学校、市立中央公民館、さざんかホール、葛城コミュニティセンター、市立図書館、青少年会館、市学校教育課、市人権施策課にある申込用紙か市ホームページ「イベント情報」からダウンロードした申込用紙に必要事項を書いて、各学校または市役所2階学校教育課(〒635-8511 大中100-1)へ郵送、または持ってきてください。

※土・日曜日は除く。

〔学校教育課 内線154〕

開催します

■介護支援専門員実務研修受講試験 受験案内の配布

- 「平成27年度奈良県介護支援専門員実務研修受講試験」が、10月11日(日)に実施されます。市介護保険課では「受験案内」を配布しています。受験を希望する人は、窓口へ来てください。
- ▷対象 保健・医療・福祉分野で一定期間以上の実務経験を有する人

〔介護保険課 内線539〕

■市内3中学校吹奏楽部定期演奏会

- ▷とき 7月20日(祝・月) 午後1時30分から(開場:午後1時)
 - ▷ところ さざんかホール 大ホール
 - ▷内容 市内3中学校の吹奏楽部による演奏
- 〔高田中学校 ☎22-0851〕

■天満診療所健康教室

- ▷とき 7月23日(木) 午後1時～2時
- ▷ところ 天満診療所



市役所…(22) 1101 総合福祉会館…(23) 0789 シルバー人材センター…(52) 0115 総合体育館…(22) 8862
 中央公民館…(22) 1315 保健センター…(23) 6661 高田消防署…(25) 0119 さくら荘…(23) 4126
 図書館…(52) 3424 クリーンセンター…(53) 5383 さざんかホール…(53) 8200 総合公園…(52) 4700
 水道部門…(52) 1365 市立病院…(53) 2901 社会福祉協議会…(23) 5426 誠心センター…(23) 8001
 青少年課…(23) 1322 高田警察署…(22) 0110 下水道課…(52) 1258

ご注意ください！電話番号はきちんと確認してからかけましょう。

▷テーマ 「不眠症一よりよい眠りのために」
 ▷講師 医師 梅本典江
 [天満診療所 ☎52-5357]

お知らせ

■奈良県一斉地震行動訓練
 7月9日(木)の午前10時30分に、奈良県において、一斉地震行動訓練を実施します。本市は、市役所本庁舎で訓練に参加します。
 [自治振興課 内線226]

児童虐待？迷わずに連絡を！

- 市児童福祉課(家庭児童相談室) ☎23-1195
- 県中央子ども家庭相談センター ☎0742-26-3788
- 県高田子ども家庭相談センター ☎22-6079

■大和高田市土曜塾

講座・講師(敬称略)	とき	ところ
陶芸 (表 啓充、弓場一郎)	7月4日(土) 午後1時30分から	市立中央公民館
キッズダンス (石井敬子、多田三保子、中島愛)	7月11日(土) 午前10時30分から	市立中央公民館
やまと高田太鼓 (松本弘昭、表 秦憲、弓場一郎)	7月18日(土) 午前10時30分から	ときめき高田横 駐車場
キッズ将棋・オセロ (増田佳美)	7月18日(土) 午後1時30分から	市立中央公民館
宿題やろうよ! (パウダーアート・押し絵・貼り絵) (仲本八寿、田中奈奈)	7月25日(土) 午後1時30分から	市立中央公民館

※持ち物など詳しくは、生涯学習課土曜塾担当へ。
 ▷対象 5歳～18歳、大人
 ▷定員 各講座とも50名
 ▷費用 保険料 1回20円
 ▷申込方法 電話(☎53-6264)、またはFAX(☎53-6364)で、生涯学習課土曜塾担当へ。
 [生涯学習課 ☎53-6264]

■使用済みの食用油の回収

▷7月の回収日 7月27日(月)

午前9時15分～9時30分	陵西校区公民館
午前9時45分～10時	橘町集会場前
午前10時15分～10時30分	築山公園前
午前10時45分～11時	青少年会館(南コミュニティセンター)
午前11時15分～11時30分	曙町青少年会館(東部こども会館)
午前11時45分～正午	片塩幼稚園東側道路
午後1時15分～1時30分	総合体育館
午後1時45分～2時	大和ガス南側道路
午後2時30分～2時45分	市立菅原公民館
午後3時～3時15分	ネオンシティ大和高田正面玄関前
午後3時30分～3時45分	葛城コミュニティセンター
午後4時～4時15分	春日町会館前

◎環境衛生課【市役所別棟1階】では毎日回収しています(土・日・祝日を除く)。
 ◎さざんかストリートの「生活雑貨ささおか」で回収しています。ご利用ください。
 ◎油の入ったビンやカンは、リサイクルできないため、処理が困難です。
 使用済み食用油は、固めずに、食用油の容器(ペットボトル容器)などに入れて持ってきてください。
 [クリーンセンター ☎52-1600]

7月のし尿収集予定

日程は都合により、変更になることもあります。ご了承ください。
 (地区名は、一部通称名を使用しています)

日曜	収集区域
1 水	奥田県住、出、秋吉
2 木	大谷、北角、敷島町、奥田、吉井、根成柿
3 金	敷島町、根成柿、吉井
4 土	藤森、池尻、築山
6 月	敷島町、根成柿、吉井、秋吉、旭北、天神橋、三和町、神楽、日之出西・東本町、有井
7 火	東中、東中1・2丁目、春日町1・2丁目、西坊城、出、東雲町、土庫住宅、有井、日之出町
8 水	東中、東中1丁目、春日町1・2丁目、南本町、大中南、磯野町、田井、勝目、出、松塚、土庫1・2・3丁目、大東町、花園町
9 木	磯野町、磯野北、南本町、北片塩、曙町、材木町、昭和町
13 月	大中北、新田、岡崎、中町、領家、磯野北、築山
14 火	池田、領家、西代、市場、築山
15 水	市場、野口、有井、築山
16 木	出屋敷、有井、西三倉堂1・2丁目、築山
17 金	西町、有井、内本町、中三倉堂1・2丁目、西三倉堂1・2丁目、築山
21 火	中三倉堂1・2丁目、西三倉堂1・2丁目、甘田町、敷島町
22 水	中三倉堂1・2丁目、甘田町
23 木	曾大根
24 金	南陽町、蔵之宮町、甘田町、今里、旭北町、旭南町
27 月	大中東、南陽町、蔵之宮町、甘田町、北片塩町、東三倉堂町、旭北町
28 火	蔵之宮町、甘田町、栄町、東中1・2丁目、南今里町、中今里町、片塩町、磯野東町
29 水	永和町、磯野南町、内本町
30 木	本郷町、北本町、高砂町、永和町

- トラブルを避けるためにも、立会をお願いします。
- し尿くみ取りの妨げになるペット類・鉢植えなどは、作業場所・通路に置かないようお願いします。
- 転居の場合は、それまでの手数料を清算し、くみとり登録を廃止してください。そのままにすると、転居後に行ったくみ取り手数料が請求されます。また、世帯主などに変更があった場合も、届け出が必要です。
- 臨時くみとりは、作業日の調整が必要です。委託業者くおやまと環境整美事業協同組合☎52-2982く大和清掃企業組合☎52-3372に直接申し込んでください。

[対象者の指定のないものは、市内在住など問わず、だれでも参加・申込などできます]

参加しませんか

●多様性を楽しもう!ガイドブック作り

大和高田 ^{ケグリ} ^{オリニ} **개구리 어린이회**

「ケグリ」とは「蛙」、「オリニ」とは「子ども」という意味です。

▷とき 7月19日～8月30日 毎週日曜日(8月16日を除く) 午後1時～2時(6回シリーズ)

▷ところ 大和高田ケグリ・オリニ会(花園町バス停すぐ)

▷内容 多様な民族・国籍・ルーツをもつ人々が共に暮らしている社会。でも、自分のことも、隣人のことも、知っているようで知らない。どうすれば、地域に存在する多様性が活きるのか?その鍵となる文化や歴史、現状などを学び、自分流多様性ガイドブックを作りましょう。

▷対象 子どもから大人まで、どなたでも参加できます。

▷参加費 各回2,000円

▷持ち物 筆記用具

▷申込方法 1週間前までに、往復はがきに名前、住所、FAXのある方はFAX番号を明記の上、申し込みください。電話での受付、返信はおこなっていません。

▷連絡先 キム・カンチャ(金康子)
〒635-0003 土庫726-2
FAX 52-0402

●犯罪被害者支援ボランティア募集

▷活動内容 犯罪や事件・事故の被害に遭った人や、遺族からの電話相談や生活支援、警察・病院への付き添いなど

▷募集期間 7月1日(水)～31日(金)

▷募集人数 20名程度

▷応募資格

①奈良県内在住の成人(70歳未満の人)

②犯罪被害者支援活動の趣旨に賛同し、ボランティアとして参加できる人

※性別・職業・学歴不問

▷選考方法 書類選考のうえ、面接

▷講習 支援活動に必要な知識習得のため、一定の講座の受講が必要です。

・講習期間:9月4日(金)～12月4日(金)
毎週金曜日の午後1時～4時
約90分講義を2コマ(予定)
応募方法など詳しくは、下記へ。

[公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター事務局
☎0742-26-6935]

●つどいの広場で遊ぼう

◎ママの浴衣着付け教室

▷とき 7月11日(土) 午後1時～2時30分

▷ところ オークタウン4階 子育てステーション(幸町3-18)

▷講師 平井 俊子さん

▷費用 500円

◎ベビーサロン(パパと遊ぼう会と離乳食作り)

▷とき 7月12日(日) 午前10時～午後0時30分

▷ところ オークタウン4階 子育てステーション、ロイヤルクイーン料理教室(幸町3-18)

▷内容 パパと乳児のふれあい、わらべ歌ベビーマッサージ、大人の料理からの離乳食作り

▷対象 2か月～12か月の乳児とその保護者 ※1歳、2～3歳のサロン

もあります。

▷費用 500円

※いずれも申し込みは、ママの里子育てステーションへ電話(☎080-5334-5092)または直接窓口で。

[NPO法人 ママの里
田丸 ☎22-1438]

●第23回奈良県高齢者いい歯のコンクール

▷審査・表彰日時

10月1日(木) 正午～午後4時30分

▷審査会場 奈良県歯科医師会館(奈良市二条町2丁目9-2)

▷応募資格 70歳以上で歯の健康な人(若干の欠損歯、かぶせなど可)

※第20回～第22回の最優秀者は、応募できません。

▷申込方法 8月31日(月)【必着】までに、官製はがきに郵便番号・住所・名前(ふりがな)・電話番号・生年月日・性別・年齢を書いて、奈良県歯科医師会・高齢者いい歯のコンクール係(〒630-8002 奈良市二条町2丁目9-2)へ。

※8020達成者には認定証が授与され、最優秀者には、後日、知事から賞状が授与されます。

※昼食を済ませてから、来てください。
[県歯科医師会 ☎0742-33-0861]

●子育て女性の保育士資格取得チャレンジ支援事業

保育士確保の取り組みとして、子育て経験を活かし、保育士資格の取得をめざす女性を応援します。

▷とき

・開講式、保育に関する講義

8月19日(木)・21日(金)・25日(火)の3日間
午前9時～正午

● 保育所実習体験

9月～10月の4日間(各日2時間程度)

※別途、閉講式・フォローアップセミナーがあります(日時未定)。

▷**ところ** 総合福祉会館(ゆうゆうセンター)(池田418-1)と葛城地域内の保育所

▷**対象** 葛城地域5市町に居住する子育て経験のある女性で、保育士資格取得に興味のある人

※託児あり(有料・人数制限あり)

▷**定員** 35名 ※申込多数の場合、選考

▷**受講料** 無料(実習に関わる健康診断費用は自己負担)

▷**募集期間** 7月1日(水)～17日(金)【必着】

▷**主催** 奈良県・葛城地域の5市町(大和高田市・御所市・香芝市・葛城市・広陵町)

※申込方法などの詳細や受講申込用紙は、奈良県子育て支援課ホームページを見てください。

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=39670>

▷**申込・問合せ先** 奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課
☎0742-27-8604

☎0742-27-2023

[奈良県子育て支援課

☎0742-27-8604]

● 慈光園開設50周年記念映画上映会

▷**とき** 7月30日(木) 午後2時～3時30分

▷**ところ** 総合福祉会館(ゆうゆうセンター)3階 研修室(池田418-1)

▷**内容** 「僕がジョンと呼ばれるまで」
—介護施設でみんなが笑顔になる希望の物語—

▷**定員** 150名 ※先着順(定員になり次第締切)

▷**費用** 無料

▷**申込方法** 7月21日(火)【必着】までに、官製はがきに住所・名前・電話番号・申込数(2名まで)を書いて、社会福祉法人慈光園 上映会担当宛(〒635-0077 池田444番地)へ。

※後日、該当者へのみ、上映の案内はがきを送付します。

[慈光園 ☎52-5001]

● 大工さんの木工教室

▷**とき** 8月23日(日)

1部：午前9時から

2部：午後1時から

いずれも2、3時間で終了予定

▷**ところ** 県建築組合北葛支部(市場720-3 市立病院前通100m西)

▷**内容**

1部：宝箱(材料費1個800円)

2部：イス(材料費1個800円)

▷**対象** 市内在住の小学生

▷**定員** 各20名 ※先着順

▷**申込方法** 7月27日(月)～31日(金)の午前9時～午後5時の間に、電話で下記へ。※7月29日(水)は、定休日

[奈良県建築組合北葛支部

☎52-4035]

開催します

● 不動産無料相談会

▷**とき** 7月11日(土) 午前10時～午

後4時

▷**ところ** 香芝市ふたかみ文化センター(香芝市藤山1-17-17)

▷**内容** 土地有効活用・贈与と相続・売買・賃貸など不動産に関する問題を専門家がアドバイスします。

▷**申込方法** 電話で下記へ。

[NPO法人 奈良県不動産コンサルティング協会 ☎0742-41-7443]

お知らせ

● 放送大学10月生募集

テレビやラジオ、インターネットを通して学ぶ通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

▷**出願期間** 8月31日(月)まで

資料請求など、詳しくは下記へ。

放送大学ホームページ(<http://www.ouj.ac.jp>)からも、出願できます。

[放送大学奈良学習センター

☎0742-20-7870]



差別をなくす強調月間イベント

◎ 差別をなくす市民集会

▷とき 7月4日(出) 午後1時30分～3時30分
 ▷ところ さざんかホール(小ホール)
 ▷講演 「親しき仲にも人権あり」～人権は私の問題です～
 ▷講師 水谷 もりひとさん(宮崎中央新聞社 編集長)

※申込不要、入場無料
 ※駐車場は、JR高田駅西側駐車場(有料)を利用して下さい。
 ※手話通訳・要約筆記の準備をしています。



◎ 「ミニミニ」原爆展

(日本非核宣言自治体協議会)

▷とき 7月1日(水)～10日(金)
 ▷ところ 市役所 1階ロビー

◎ 各館の行事

● 東部人権文化センター(曙町隣保館)

▷とき 7月22日(水)～24日(金)
 「人権パネル展」
 ・人権啓発ポスターと標語

● 西部子ども会館(市場青少年会館)

▷とき 7月29日(水)～31日(金)
 「人権パネル展と作品展」
 ①人権啓発ポスターと標語
 ②たんぼぼの会作品展
 ③習字・編み物教室作品展

● 東雲総合会館

▷とき 7月15日(水)～17日(金)
 「人権パネル展」
 ・人権啓発ポスターと標語

◎ 人権相談

▷とき 7月28日(火) 午後1時～4時
 ▷ところ 総合福祉会館(ゆうゆうセンター)
 ▷相談員 葛城人権擁護委員
 ▷問合せ 広報情報課(内線291)

[人権施策課 内線288]

「人権の世紀」を生きる 2015年度「人権セミナー21」

とき	内容	講師(敬称略)
7月14日(火)	「子どもたちがネットトラブルに巻き込まれないために」 ～地域・家庭でのルール作りと子どもが安心できる声かけ～	石川 千明 NPO法人奈良地域の学び推進機構理事 京都府警ネット安心アドバイザーリーダー
8月26日(水)	「人質事件とイスラム国」 ～シリア、イラク内戦を取材して～	西谷 文和 フリージャーナリスト イラクの子どもを救う会代表
9月8日(火)	「人の中で人を育てる」	赤松 邦子 へぐりCO育てネット代表
10月6日(火)	「水平社創立の思想に学ぶ」	駒井 忠之 水平社博物館 館長

※4回受講が基本ですが、1回のみ受講も可
 ▷時間 午後1時30分～3時30分
 ▷ところ 市立中央公民館
 ▷対象 市内在住・在勤の人
 ▷定員 約50名 ※無料
 ▷申込方法 7月10日(金)までに、電話(☎22-1101)

内線288)、FAX(☎52-2801)またははがきに、『人権セミナー21申込』、名前、住所、電話番号、希望講座名を書いて、人権施策課(〒635-8511 大中100-1)へ。
 ※駐車場は、市立中央公民館北側の納税協会駐車場を利用して下さい。セミナー終了後、閉鎖します。

[人権施策課 内線288]

平成27年度 臨時福祉給付金

平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、支給されます。

▷支給対象者

- 平成27年1月1日において、本市の住民基本台帳に登録(住民登録)されている人
- 市民税が課税されていない人 ※市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族などを除く。

- 生活保護などを受給していない人

▷支給額 支給対象者1人につき6,000円(支給は1回限り)

※申請手続や申請期間などは、市広報誌(8月号)や市ホームページなどでお知らせする予定です。

〔社会福祉課 臨時福祉給付係 内線380〕



手続きは、お済みですか？ 「児童手当現況届と 子育て世帯臨時特例給付金」

平成27年5月31日時点で、本市で児童手当を受給している公務員以外の人には、「児童手当・特例給付現況届(平成27年度)および子育て世帯臨時特例給付金申請書」を送付しています。未提出の人は、児童福祉課へ提出してください。

公務員の人は、9月1日までに所属庁で証明を受けた左記の申請書などを持って、児童福祉課で申請をしてください。

〔児童福祉課 内線567〕

「生活応援プレミアムすこやか子育て商品券」 当選・落選のお知らせ

予約申込のあったプレミアム商品券の当選・落選の結果を、7月中旬に返信はがきでお知らせします。一部の人のについては、商品券の引換残が生じた場合の繰り上げ当選候補とします。そのため、当選・落選のお知らせが、8月中旬ごろから下旬ごろに遅れることがあります。

なお、個別の当落確認や到達確認には応じられません。ご了承ください。

▷問合せ先 大和高田商工会議所プレミアム商品券事務局 ☎24-1022

〔産業振興課 内線248〕

土庫市営墓地 使用者募集

▷場所 土庫市営墓地(土庫219番地 ほか)

▷募集区画 15区画(随時補充)

▷1区画の大きさ 間口1.3m×奥行1.24m(1.6㎡)

▷価格 400,000円(内訳:永代使用料370,000円、永代管理料30,000円)

▷申込資格 平成27年6月1日時点において、本市に住民登録のある世帯主(1世帯1区画)

※すでに土庫市営墓地の使用許可を受けている人は、申し込みできません。

※使用許可後は、承継者(相続人またはその親族)以外は名義変更できません。

※他人名義での申請はできません。

▷必要書類

- 墓地使用申込書(市環境衛生課にあります)
- 住民票謄本(続柄・本籍地が書いてあるもの)
- 印鑑(認め印可、朱肉を用いる物)

▷受付期間・時間 7月23日(木)~8月21日(金)
午前8時30分~午後5時15分(土日、祝日を除く)

▷受付場所 市役所別棟1階 環境衛生課

▷区画の決定方法 本市指定の15区画の中から、申込時に場所を決めてもらいます。

〔環境衛生課 内線281〕



後期高齢者医療制度 新しい保険証を送ります

8月1日(土)から使用する新しい「後期高齢者医療被保険者証」を、7月18日(土)以降に『簡易書留』で郵送します。この保険証の有効期限は、「平成28年7月31日」です(保険証の右上に書いてあります)。8月1日(土)以降、医療機関にかかるときは、この保険証を提示してください。

有効期限が切れた保険証は、市役所に返却するか、ハサミを入れるなどして、処分してください。

所得区分

窓口負担の割合は、1割または3割です。平成27年度課税の収入で確定します。

3割負担	現役並み所得者	市民税課税所得(各種控除後)が、年額145万円以上の人 ※ただし、次の要件に該当する場合は申請により、1割負担になります。 ①同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満 ②同じ世帯に被保険者が複数で、収入の合計額が520万円未満 ③同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上でも、70～74歳の人がいる場合は、その人の収入を合わせて520万円未満
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰに該当しない人
1割負担	低所得者Ⅱ ^(注2)	同一世帯の全員が、市民税非課税の世帯に属する人
	低所得者Ⅰ ^(注2)	同一世帯の全員が、市民税非課税で、かつ各種収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円の世帯に属する人 (年金の所得は、控除を80万円として計算)

高額療養費

医療費の1か月分自己負担合計額が、下記の限度額を超えた場合、超えた金額が高額療養費として支給されます(診療月の3～4か月後に、登録している銀行口座へ、広域連合から振込)。

※入院時の食事代や、保険のきかない差額ベッド料などは合算できません。

【1か月の自己負担限度額】

世帯の負担区分	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯単位) ※入院は限度額までの支払い
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% ^(注1)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ ^(注2)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ^(注2)		15,000円

(注1)「+1%」は、1か月の総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担

(注2)低所得者Ⅰ・Ⅱ該当者は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要

限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者Ⅰ・Ⅱ(非課税世帯)に該当する人には、申請により、申請月の1日から有効の『限度額適用・標準負担額減額認定証』を発行します。入院の際だけでなく、外来の窓口でも低所得者Ⅰ・Ⅱの適用を受けることができます。

現在『減額認定証』を持っている人で、所得申告をして平成27年度住民税非課税世帯の人には、8月1日からの新しい『減額認定証』を、7月末日までに自宅に郵送(普通郵便)します。

平成27年度 保険料

保険料は、被保険者1人ごとに賦課されます。

均等割額 44,700円	+	所得割額 (総所得金額等－ 330,000円) × 8.57%	=	保険料(年額) <限度額 570,000円>
------------------------	---	--	---	----------------------------------

※所得割額は、前年所得に基づき算出します。

所得の低い人の軽減措置

【均等割額の軽減】

世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得の合計	軽減割合
330,000 円以下	9 割 被保険者全員の年金収入が 800,000 円以下の世帯 (その他各種所得がない場合)
	8.5 割 (上記以外)
330,000 円 + (260,000 円 × 被保険者数) 以下	5 割
330,000 円 + (470,000 円 × 被保険者数) 以下	2 割

【所得割額の軽減】

被保険者の所得に応じて、所得割額が軽減されます。

所得	軽減割合
基礎控除後の総所得金額が 580,000 円以下	5 割

※上記の軽減措置を受けるには、税法上の申告義務のない人(障害年金や遺族年金等受給者、被扶養者、所得のない人)であっても、市役所で所得の申告を行う必要があります。

被扶養者であった人の特例措置

今まで社会保険(健保組合や共済健保など)の被扶養者で、保険料負担がなかった人も、保険料を納めることとなりますが、負担軽減のため次のような軽減措置があります。

○平成27年度は、保険料の均等割額が9割軽減されます(所得割額は課せられません)。

保険料の支払方法

平成27年度の保険料は、7月に決定し、7月中旬以降に通知します(※7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します)。

特別徴収(年金からの天引き)で、すでに前年度保険料額で仮徴収(4月、6月、8月)している人は、10月からの本徴収時に保険料を調整します。

普通徴収(納付書や口座振替などで納入)の人は、年間保険料を7月から翌年2月までの毎月、8期で納付してください(納期限までに納付しなかった場合は、督促状が発送され、督促手数料100円を徴収します。また、「大和高田市後期高齢者医療に関する条例」第5条の規定により、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金を、加算して徴収します)。

※年金額が年額180,000円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える人は、普通徴収となります。

◎平成27年度以降の保険料の支払いを、特別徴収(年金からの天引き)から普通徴収(口座振替のみ)に、切り替えることができます。10月以降「特別徴収」を中止するには、7月31日(金)までに、保険医療課で手続きをしてください。

<年金天引きから口座振替へ変更するときの注意点>

- 「普通徴収への変更申出書」と「口座振替依頼書」の提出が必要です。
 - 振替口座の預金通帳 ②通帳の届け印 ③後期高齢者医療被保険者証を持って、保険医療課窓口へ来てください。
※「口座振替依頼書」の提出のみでは、年金天引きは停止されません。
- 『世帯主または配偶者の口座からの支払い』に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されます。このため、世帯全体の所得税額や住民税額が少なくなる場合があります。
- これまでの納付状況などから、口座振替への変更が認められない場合があります。

福祉医療制度 身障、ひとり親家庭『医療費受給資格証』の有効期限は、7月31日(金)です

身障、ひとり親家庭「医療費受給資格証」を持っている人へ

引き続き福祉医療を受給できる人には、7月末日までに新しい「受給資格証」を郵送します。

なお、窓口交付を希望する人は、7月3日(金)までに申し出てください。

【乳幼児医療】

7月末の資格証郵送はありません。現在持っている資格証有効期限は、次のとおりです。

◎誕生日が平成21年4月2日～平成22年4月1日
…平成28年3月31日まで

◎誕生日が平成22年4月2日以降(0歳～5歳)
…平成28年7月31日まで

▷対象者 0歳～就学前の乳幼児(乳幼児の住所が本市にあること)

※乳幼児『医療費助成資格証』の交付には、乳幼児を主として養育する人の前年所得の確認が必要です。転入などにより、本市の公簿で所得確認ができない人は、前住所で所得証明書の交付を受けて、提出してください。申告がまだの人は、市役所税務課で所得申告をしてください。

【児童医療】

小学生～中学生(6歳に達した最初の4月1日から、15歳に達した最初の3月31日の間にある人)の入院分医療費を助成します。

※制度について詳しくは、市ホームページを見てください。

※「受給者証」は、交付しません。

【心身障害者、ひとり親家庭等医療】

平成27年度(平成26年中)の所得が、条例で定める限度額以上の場合、平成27年8月から平成28年7月まで、福祉医療制度の受給資格が喪失し、医療費の助成を受けることができません。

受給資格が喪失する人には、7月中旬ごろに通知します。

課税対象外の年金受給者(障害年金、遺族年金など)や所得のない人も、医療費助成を受けるためには、所得の

申告が必要です。申告がまだの人は、市役所税務課で所得申告をしてください。

●心身障害者医療

▷対象 身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2を持っている人

▷所得制限 本人、その配偶者およびその扶養義務者*で、主としてその者の生計を維持するものについて、前年の所得が老齢福祉年金の支給制限額を超えないこと(別表1)。

※65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人のうち、心身障害者医療費助成の対象となる障害を持つ人の「重度心身障害者老人等医療費助成制度」の所得制限限度額も、下記の心身障害者医療の所得制限と同じです(別表1)。これにより、受給資格が喪失する人や所得の申告が必要な人には、7月中旬ごろに通知します。

●ひとり親家庭等医療

▷対象 ひとり親家庭(母子または父子家庭)で18歳(18歳になった最初の3月31日)までの子を持つ父または母とその子

▷所得制限 父または母およびこれに準じる者、子、子の配偶者、および父または母および子の扶養義務者*の前年の所得が、児童扶養手当法施行令に規定する額未満であること(別表2)。

※扶養義務者・・・直系血族及び兄弟姉妹(民法877条)受給者と扶養義務者とが同一世帯にある場合、また他の制度において生計維持関係が認められている場合(受給者が社会保険または税法上の被扶養者である場合)は、扶養義務者になります。

(別表1)心身障害者医療の所得制限

扶養親族の数	本人所得	配偶者および扶養義務者所得
0人	1,595,000円未満	6,287,000円未満
1人	1,975,000円	6,536,000円
2人	2,355,000円	6,749,000円
3人	2,735,000円	6,962,000円
以降1人につき	380,000円加算	213,000円加算
加算額	老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき480,000円 特定扶養親族1人につき630,000円	老人扶養親族1人につき 扶養親族の加算額+60,000円

(別表2)ひとり親家庭医療の所得制限

扶養親族の数	本人所得(父または母、子)	扶養義務者所得
0人	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
以降1人につき	380,000円加算	380,000円加算
加算額	老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき100,000円 特定扶養親族1人につき150,000円	老人扶養親族1人につき 扶養親族の加算額+60,000円

(法令の改正などにより、基準額が変わる場合があります)

[保険医療課 医療係 内線553]

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 受給申請をお忘れなく

※すでに受給している人は、受給申請は不要(ただし、毎年 of 現況届出などは必要)

※毎年 of 現況届は、児童手当は6月、児童扶養手当は8月、特別児童扶養手当は8月中旬～9月中旬です。

【児童手当】

▷支給対象者 中学校卒業までの児童(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)を養育している人

▷手当月額(児童1人あたり)

- 3歳未満…一律15,000円
- 3歳以上小学校修了前…10,000円(3子以降は、15,000円)
- 中学生…一律10,000円

※申請者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童の年齢などに関わらず、月額一律5,000円を支給

※児童が生まれたとき、受給者の住所が他の市区町村に変わったとき、公務員でなくなったときなどは、必ず15日以内に届出をしてください。

【児童扶養手当】

▷支給対象者 父または母と生計を共にしていない家庭、または、父または母に一定の障がいがある家庭で、児童(18歳になった年度の3月31日までの間にある人)を養育している父または母、もしくは父母にかわって養育している人

▷手当月額 所得制限により、次のいずれかの額になります(児童1人の場合)。

- 42,000円(全部支給)
- 9,910円～41,990円(一部支給)

※受給者・配偶者・扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合には支給されません。また、児童が児童福祉施設などに入所している場合は、申請できません。

【特別児童扶養手当】

▷支給対象者 20歳未満の、身体または精神に、重度または中度以上の障がいのある児童を家庭(児童施設など入所児童を除く)で養育している父母、または父母にかわって養育している人

▷手当月額(児童1人あたり)

- 1級…51,100円
- 2級…34,030円

※受給者・配偶者・扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合、支給されません。

◎上記の3手当の要件に該当する人は、児童福祉課で申請してください。原則、申請した翌月分からの支給となります。要件に該当していても、手続きが遅れると、申請月以前の手当は支給されません。

※必要書類など詳しくは、児童福祉課へ問い合わせてください。窓口へ来るときは、本人確認ができるもの(免許証、保険証など)を持ってきてください。

【児童福祉課 内線567】

個人住民税

「個人住民税の公的年金からの特別徴収制度」とは、公的年金等の所得金額のみを対象に算出された個人住民税額(市民税・県民税)を、公的年金から「天引き」により徴収することです。

「天引き」された税金は、年金保険者(日本年金機構など)が、年金受給者に代わり、大和高田市に直接納入します。地方税法(第321条の7の2)の規定により、公的年金等に係る所得から算出された個人住民税は、公的年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされています。納税義務者本人の希望により、徴収・納税方法を変更することはできません。

※徴収・納税方法が変わるだけで、税の負担は変わりません。

【平成27年度対象者】

平成27年4月1日現在、満65歳以上の公的年金受給者で、前年中の公的年金等の所得から個人住民税を計算して、納税義務が生じる次の人

- (1)平成21年度から特別徴収を開始し、現在まで継続している人
- (2)平成27年(10月支払年金)から、新たに特別徴収を開始する人

公的年金からの特別徴収制度

- ①平成26年4月2日から平成27年4月1日の間に、満65歳になり納税義務が生じた人
- ②平成26年度は非課税であったが、平成27年度は納税義務が生じた人
- ③平成21年度から平成26年度までの間に特別徴収を開始したが、平成26年度中に特別徴収が中止となり、平成27年度に再開する人

※詳しくは、「平成27年度市民税・県民税 税額・納税決定通知書」に同封している『平成27年度市民税・県民税のお知らせ』を見てください。

【公的年金以外に所得(給与所得・事業所得など)がある人の場合】

公的年金等以外の所得額に対しての税計算は、総所得額から公的年金等所得額を差し引いて算出しているため、重複課税にはなっていません。

当該税額は、給与からの特別徴収、または納付書、口座振替による納税をお願いします。

不明な点など詳しくは、市役所税務課へ。

【税務課 市民税係 内線269】

国民健康保険

「認定証」「高齢受給者証」の有効期限は、7月31日(金)まで

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」が必要な人へ

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」が引き続き必要な人は、7月中旬以降に保険医療課窓口へ。

●入院時食事代の標準負担額

入院時の食事代は、下表の額を被保険者が負担し、残りを「入院時食事療養費」として国民健康保険が負担します。

※食事代の一部負担金は、高額療養費を算定する場合の自己負担額には入りません。

種 別		1食の負担金額
一般世帯		260円
非課税世帯 および 低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院 (長期該当)	160円
70歳以上の人で低所得Ⅰの人		100円

非課税世帯・低所得Ⅱ・低所得Ⅰの人には、「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。保険証と印鑑を持って、保険医療課へ申請に来てください。また、90日を超えて入院している人は、上記の認定証と入院が確認できるもの(領収証など)も必要です。

※申請があった月の初日から、減額認定されます。ただし、長期該当の場合は、申請月の翌月から長期認定となります。

●自己負担限度額(月額)

〈70歳以上の人〉(75歳になる月のみ、自己負担限度額は、国民健康保険と後期高齢者医療制度でそれぞれ2分の1ずつ)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 ●4回目以降の場合、44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

〈70歳未満の人〉

所得区分	限度額
ア	基礎控除後の所得 9,010,000円超え 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ●4回目以降の場合、140,100円
イ	基礎控除後の所得 6,000,000円~ 9,010,000円以下 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ●4回目以降の場合、93,000円
ウ	基礎控除後の所得 2,100,000円~ 6,000,000円以下 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ●4回目以降の場合、44,400円
エ	基礎控除後の所得 2,100,000円以下 57,600円 ●4回目以降の場合、44,400円
オ	住民税非課税 35,400円 ●4回目以降の場合、24,600円

過去12か月間に、1つの世帯で高額療養費の支給が4

回以上あった場合、4回目以降は限度額が変わります。

保険診療の医療費が高額になっても、「限度額適用認定証」があれば、自己負担限度額を超えて支払う必要はありません。同一月内に入院分や外来分があるときは、高額療養費の申請をすれば返還される場合があります。

※低所得者Ⅱとは・・・70歳以上75歳未満で、同一世帯の世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税の人

※低所得者Ⅰとは・・・70歳以上75歳未満で、同一世帯の世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税であり、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたとき、0円となる人

「国民健康保険高齢受給者証」を送ります

8月1日から使用する新しい受給者証(うぐいす色)を、7月末ごろに送付します。古い受給者証は、8月以降使用できません。

こんな給付があります

●療養費の支給

補装具(コルセットなど)の購入や、保険証を持たずに医療機関にかかったときなどは、全額負担することになります。

しかし、後日、申請し認められれば、給付割合に応じて払い戻されます。

こんなとき	申請に必要な物
治療用の補装具(コルセットなど)を購入したとき	保険証・医師の意見書(理由書)・領収書・認印
急病などで、医療機関に保険証を提示できなかったとき	保険証・診療内容の明細書・領収書・認印
医師が認めた、はり・きゅう・マッサージを受けたとき、骨折・ねんざなどで接骨院にかかったとき(医療機関と同様に、一部負担金で施術が受けられる場合あり)	保険証・医師の同意書 施術内容と費用の明細がわかるもの(領収書など)・認印
海外渡航中に、国外で治療を受けたとき	パスポート・保険証・診療内容の明細書・領収書(日本語に翻訳したものも必要)・認印
療養の給付を受けられない輸血のための生血代を負担したとき	保険証・医師の理由書・輸血用の生血液受領証明書・血液提供者の領収書・認印

●その他の給付

●出産育児一時金…産科医療補償制度に加入の医療機関で分娩の場合420,000円、これ以外は404,000円

●葬祭費…被保険者が亡くなったとき、30,000円

●移送費…医師の指示により入院・転院したときなど、移送に要した費用を支給

※次の場合、保険証が使用できません。

健康診断、予防接種、正常な妊娠分娩、歯列矯正、美容整形、業務上のけがや病気など

〔保険医療課 国保係 内線568〕

介護保険のサービスにかかる費用

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割(または2割)を自己負担して、9割(または8割)が介護保険から給付されます。

一定以上所得者の介護保険サービスにかかる費用

平成27年8月から、一定以上所得者の利用者負担は、1割から2割になります。

一定以上所得者とは、本人の合計所得金額が1,600,000円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯で2,800,000円以上、2人以上世帯で3,460,000円以上の人です。

要介護・要支援認定者には、7月中には、負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付する予定です。

在宅サービス・介護予防サービスを利用した場合

要介護度ごとに、1か月に1割(または2割)負担で利用できる限度額が決まっています(下表参照:平成26年4月から利用限度額が引き上げられました)。

限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

要介護度	利用限度額(1か月)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
要支援1	50,030円	5,003円	10,006円
要支援2	104,730円	10,473円	20,946円
要介護1	166,920円	16,692円	33,384円
要介護2	196,160円	19,616円	39,232円
要介護3	269,310円	26,931円	53,862円
要介護4	308,060円	30,806円	61,612円
要介護5	360,650円	36,065円	72,130円

※特定福祉用具の購入(年間100,000円まで)、住宅改修費の支給(200,000円まで)、居宅療養管理指導などの費用は、利用限度額に含まれません。

自己負担が高額になったら

世帯内で同じ月に利用したサービスにかかる1割(または2割)の利用者負担額(月額)が、一定の上限額を超えたときは、「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	世帯の上限額(個人の上限額)
現役並み所得者(平成27年8月から)	44,400円(44,400円)
市民税課税世帯	37,200円(37,200円)
市民税非課税世帯	24,600円(24,600円)
①前年の合計所得金額+課税年金収入額が800,000円以下の人	24,600円(15,000円)
②高齢福祉年金受給者	
生活保護の受給者など	15,000円(15,000円)

※ただし、在宅サービスの福祉用具購入・住宅改修費や施設サービスの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外の自己負担額は除く。

※給付を受けるためには申請が必要ですが、対象者には随時お知らせしています。

現役並み所得者とは、同一世帯の第1号被保険者に課税所得1,450,000円以上の人や、年収が単身3,830,000円以上、2人以上5,200,000円以上の人です。

また、介護保険と医療保険の一年間の自己負担合計が一定の負担限度額を超えた場合に、超えた分が支給される「高額医療合算介護サービス費」などの制度もあります。

特定入所者介護サービス費(食費・居住費)の給付

介護保険施設でのサービス(ショートステイ・対象施設入所)の利用者で、利用者と同世帯全員が市民税非課税の人には、食費と居住費の負担が軽くなる「負担限度額認定証」を交付します。

平成27年8月から、市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税者である場合や、世帯分離している配偶者が市民税非課税者でも、預貯金などが単身10,000,000円、夫婦20,000,000円を超える場合は、特定入所者介護サービス費などの給付の対象にはなりません。

▷申請方法 利用者の介護保険証と申請者の印鑑を持って、市役所介護保険課へ来てください。なお、今回から、利用者と配偶者の通帳などの写し(申請日の直近から原則2か月前までの期間)が必要です。

現在の「認定証」の有効期限は、7月末までです。認定証を持っている人には、申請書を送付しています。引き続き認定証が必要な人は、更新の申請をしてください。

※軽減を受けるためには、必ず申請が必要です。

※通所サービスによる食費負担分は、軽減の対象なりません。

※申請月の1日から有効になります。

所得申告が必要です

高額介護サービス費の支給や、負担限度額認定証の交付を受けるには、課税対象外の年金受給者(障害年金・遺族年金など)や所得のない人も、所得の申告が必要です。

税務課で、所得申告をしてください。

保険料の未納があると

保険料の未納がある場合は、その未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費などの給付が受けられなくなったりします。

保険料は、必ず納めてください。

[介護保険課 介護保険給付係 内線573]

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料

平成27年度の介護保険料

今年度の介護保険料は7月に決定し、7月中ごろに通知します(7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します)。65歳以上の人々の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに、決まります。

《基準額の決め方》

大和高田市の基準額
70,320円(年額)

=

市町村で必要な介護
サービスの総費用

×

65歳以上の人
の負担分22%

÷

市町村の65歳
以上の人数

この基準額を中心に、本人と世帯の課税状況や所得に応じて、次の11段階にわかれます。

◎平成27年度 所得段階別の介護保険料

所得段階	対象となる人	保険料【月額】	保険料【年額】
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,000円以下の人	2,640円 (基準額×0.45)	31,680円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,000円を超え1,200,000円以下の人	4,390円 (基準額×0.75)	52,680円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が1,200,000円を超える人	4,390円 (基準額×0.75)	52,680円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,000円以下の人	5,270円 (基準額×0.90)	63,240円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,000円を超える人	5,860円 (基準額)	70,320円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200,000円未満の人	7,030円 (基準額×1.20)	84,360円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200,000円以上1,900,000円未満の人	7,610円 (基準額×1.30)	91,320円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,900,000円以上2,900,000円未満の人	8,790円 (基準額×1.50)	105,480円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,900,000円以上4,000,000円未満の人	9,960円 (基準額×1.70)	119,520円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満の人	10,840円 (基準額×1.85)	130,080円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が6,000,000円以上の人	11,720円 (基準額×2.00)	140,640円

介護保険料の納め方

保険料の納め方は、年金額などによる「特別徴収」と「普通徴収」の2通りにわかれます。納め方(特別徴収または普通徴収)を選択することはできません。

特別徴収の人:年金からの天引き

原則、年金が年額180,000円以上の人で、前年度に大和高田市で介護保険料を年金から特別徴収されていた人が、対象になります。

◇『仮徴収』と『本徴収』とは

介護保険料の特別徴収は、4・6・8月を『仮徴収』、10・12・2月を『本徴収』として納めます。保険料は、前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでは、前年度2月の天引き額と同じ額を『仮徴収』として納めます。年間の保険料確定後に、すでに仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を『本徴収』として納めます。

また、『仮徴収』と『本徴収』に大きな差が生じないよう、一年を通じてできるだけ均等な額となるよう、8月の天引き額を調整し、『平準化』を行っています。

これにより、4月・6月は前年度2月と同額を納め、8月からは年間保険料から4月・6月の仮徴収額を差し引いた額を、4回にわけて納めます。

仮徴収			本徴収			
4月	6月	8月	10月	12月	2月	
前年度2月分と同じ保険料額			年間介護保険料から4・6月の仮徴収分を差引いて四分割した額 (8月端数切捨、10月端数加算)			

例) 平成26・27年度ともに所得段階が第4段階で、前年度2月の納付額が 10,100円のと き

前年度	平成27年度						年間保険料
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
10,100円	10,100円	10,100円	10,700円	10,940円	10,700円	10,700円	63,240円

平成27年2月と同額

年間保険料から4月・6月を差引いた残額を4分割した額
(8月端数切捨、10月端数加算)

※仮徴収額と本徴収額に著しい差額が生じた人や、前年度に比べ、著しく所得段階が変更になった人、市外の施設入所者などは、前記の徴収方法に該当しない場合があります。

※今年度4月から特別徴収が始まった人の仮徴収額は、3月に通知しています。

普通徴収の人(納付書または口座振替)

年金が年額180,000円未満の人や、老齢福祉年金の受給者などが対象になります。

年間介護保険料(12か月分)を、原則、7月から翌年2月の8期に分けて納めます。

次の場合も普通徴収になります。

- 65歳になったとき
- 他の市町村から転入したとき
- 収入申告のやり直しなどで、所得段階が変更になったとき
- 年金担保、年金差し止め、現況届の未提出などで年金が停止し、保険料の差し引きができなくなったとき

納付書は、期別で納付する「第1期」～「第8期」の8枚を送ります。

納付書の裏面に書いてある金融機関、近畿2府4県のゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア、市役所で納付できます。

10月から特別徴収が始まる人(9月までは普通徴収)

前年度に65歳になった人や、転入した人などが対象になり、年間保険料(12か月分)を、次の6回に分けて納めます。

※7月・8月・9月は納付書または口座振替で納め、10月・12月・2月は年金(年額180,000円以上の老齢・退職を事由とする年金および遺族年金・障害年金)から徴収します。

介護保険料を口座振替で納めている人へ

平成27年度の介護保険料口座振替分について、1年間の振替状況を書いた通知書を、翌年1月に送付します。通知書が届くまでの間は、預貯金通帳で振替状況を確認してください。

介護保険料の減免措置

災害や特別な事情などで、一時的に保険料の支払いが困難な人や、生活保護受給者と同様の経済状況にある人は、一定の条件に該当すれば、保険料が減免される場合があります。詳しくは、介護保険課へ問い合わせてください。

介護保険料は、介護保険のサービスを利用している・していないに関わらず、40歳以上の人は全員納めなければなりません(40歳～64歳は、医療保険料に含めて納めます。65歳以上は、医療保険料とは別に、市町村に納めます)。

保険料の滞納がある場合は、その滞納期間に応じて、介護保険からの給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりするなどの措置がとられます。

今、介護のサービスを利用していない人も、今後、介護が必要になったときには同じように措置がとられます。

介護保険料は、必ず納めましょう。

[介護保険課 介護保険給付係 内線572]